

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より、国と地方を合わせた消費税の税率が「5%」から「8%」へ、また令和元年10月1日より「8%」から「10%」に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度大紀町一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金 200,484 千円
うち 社会保障財源化分 114,363 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する 489,554 千円
（社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国(県)支出金	地方債	その他		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉	心身障害者福祉費	303,917	201,308	13,591	0	89,018	67,552
		小計	303,917	201,308	13,591	0	89,018	67,552
	児童福祉	児童福祉費	65,440	23,884	19,500	339	21,717	16,480
		母子父子福祉費	3,688	1,296	0	0	2,392	1,815
		小計	69,128	25,180	19,500	339	24,109	18,295
	合計	373,045	226,488	33,091	339	113,127	85,847	
衛生費	保健衛生	保健対策費	17,643	1,415	0	1,254	14,974	11,363
		予防費	98,866	75,415	723	124	22,604	17,153
		合計	116,509	76,830	723	1,378	37,578	28,516
総合計		489,554	303,318	33,814	1,717	150,705	114,363	

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額の比率に応じて按分